

議案第50号

愛西市下水道条例の一部改正について

愛西市下水道条例（平成21年愛西市条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成25年11月28日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、地方税法及び消費税法の改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第 25 号

愛西市下水道条例の一部を改正する条例

愛西市下水道条例（平成 21 年愛西市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項中「各年の特例基準割合」を「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の例による。」に改める。

別表第 2 中「1, 575.0 円」を「1, 620 円」に、「157.5 円」を「162 円」に、「189.0 円」を「194.4 円」に、「220.5 円」を「226.8 円」に、「252.0 円」を「259.2 円」に、「315.0 円」を「324 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の愛西市下水道条例別表第 2 の規定にかかわらず、平成 26 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定されるものに係る使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定される日が同月 30 日後である公共下水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 30 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数が生じたときは、これを 1 月とする。